

令和 5 年 度

桂川町教育行政の目標と主要施策



令和 5 年 4 月

桂川町教育委員会

令和5年度 桂川町教育行政の目標と主要施策

一 趣旨

現代社会において、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、中央教育審議会は、平成31年4月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されたことを受け、令和3年1月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」の答申を取りまとめました。本答申においては、新学習指導要領の着実な実施とICTの活用を行いながら、子どもたちの資質・能力を育成することを求めています。

福岡県では、令和4年3月に「福岡県総合計画」が策定され、その教育分野である「福岡県教育大綱」で、県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進が図られています。

これを受け、福岡県教育委員会では、鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を福岡県学校教育振興プランに位置付け、実効性ある取組・事業を展開しています。

桂川町においても、「次代を力強く生き抜くために～学び つなぎ そして行動する～未来を拓く人材の育成」を教育理念とした「第2次桂川町教育大綱」を令和3年4月に策定しました。この教育大綱では、「幼児期から大人まで」を見据え、学校・家庭・地域が連携し、相互に協力することにより「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成を通して「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」の実現を目指しています。

これからは、新しい時代に適合し、これを先取りするような教育改革を積極的に推進し、創造的でチャレンジ精神に満ちた人材の育成を図ることが急務となっています。

本町としても、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」のバランスのとれた「生き抜く力」の育成のため、行政や学校、家庭、地域及び関係団体との協力・連携を深め、教育施策を積極的に展開してまいります。

二 基本目標

第6次桂川町総合計画基本構想における「教育・文化・スポーツ」分野の基本目標である「桂川っ子が健やかに育つまち」の実現のために、5つの政策を掲げ、教育行政を総合的に推進します。

- 1 学校、家庭、地域が連携し、社会を生き抜く力を持った子どもたちを育てます。
- 2 生涯にわたる学びを支援します。
- 3 歴史的価値の活用と国内外への発信、町民が芸術文化を楽しむための支援を推進します。
- 4 スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会の拡大を推進します。
- 5 人権が尊重される地域社会づくりを推進します。

三 第2次桂川町教育大綱との関連

第6次桂川町総合計画の中で、教育分野を見直すとともに、現在の教育環境を取り巻く状況から新たな教育課題を加え、第2次桂川町教育大綱として位置づけました。そこで、本年度の教育行政の目標と主要施策は、その基本理念に基づき、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材の育成を目指すものとします。

四 教育施策の10の柱

上記の基本目標を達成するため、桂川町教育委員会は福岡県教育委員会及び関係機関・団体との密接な連携の下、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努めます。

基本施策Ⅰ 生き抜く力を育成する取組

- 1 確かな学力の育成
- 2 健やかな体の育成
- 3 豊かな心の醸成

4 幼児教育の充実

5 教育環境の整備

基本施策Ⅱ 生涯学習・文化・スポーツ活動を活性化する取組

6 生涯学習の推進

7 図書館活動の推進

8 文化・芸術活動の振興と文化遺産の保存・活用

9 スポーツ・レクリエーション活動の充実

10 人権が尊重される精神を育成する教育・啓発の推進

五 主要施策

【桂川町教育目標】

1 子どもたちが新しい時代を「生き抜く力」を育てる教育を推進する

(学校教育を中心に)

時代が大きく変化している社会を生き抜くためには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てていくとともに、人間関係調整力(コミュニケーション能力)を身に付けさせることが重要です。そのためには、学校での教育にとどまらず、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む必要があります。子どもたちが、これからの新しい時代を生き抜く力を身に付けることができるよう「鍛えて、ほめて、子どもたちの可能性を伸ばす」総合的な施策を推進します。

2 町民一人一人が生涯にわたり充実した学びができる環境づくりを推進する

(社会教育を中心に)

少子高齢化社会が進行する中で、町民一人一人が文化、芸術、スポーツを通じ、「生きがいをもって人生を楽しく生きる」ことが重要です。町民誰もが個に応じて、生涯にわたって学び続ける

機会を提供し、心豊かに生きることができる生涯学習の施策を総合的に推進します。

【重点目標と具体策】

I 確かな学力の育成

桂川町の将来を担う子どもたちに「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を身に付けさせ、「生き抜く力」の育成に努めます。特に、学力については基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせるとともに、知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力や学習に取り組む意欲を養うなど学力の重要な要素を育成します。

- 桂川町学力向上プラン等の学力向上施策の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- 各小・中学校における学力実態、学習状況及び学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校における学力向上に係る検証改善サイクルを徹底します。
- 教員研修の実施や各種研究機関との連携により授業改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

【具体策】

(1) 学力向上の方策

- ① 福岡県教育委員会の「鍛えよう!ほめよう!」プロジェクト事業の成果をもとに、各種体験活動を通して、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性等の育成に努めます。
- ② 福岡県教育委員会指定の「ふくおか学力アップ推進事業」の成果をもとに、「桂川町学力向上推進事業」に取り組み、「けいせん学力アップ推進講師」の配置や、「少人数学級」の設置を通して少人数分割授業、習熟度別授業など子どもの実態に応じたきめ細かな指導を通して自ら学ぶ意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図ります。

また、土曜学習教室や夏季休業中における課外学習や補充学習等を通して学力の向上に努めます。

- ③ 全国学力・学習状況調査や福岡県学力調査等の結果に基づいた学力の状況把握、分析、検証改善サイクルを常時更新することによって学力向上に努めます。
- ④ 体験的、問題解決的な学習による思考力、判断力、表現力等の育成を通して、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の推進に努めます。
- ⑤ 福岡県教育委員会重点課題研究「幼・保・小・中の主体的な学びをつなぐカリキュラム・マネジメント」の成果を活かし、幼小中連携のもと、12年間を見通した教育活動を展開し、特色ある学校教育を推進します。

(2) 社会状況に応じた教育課題への対応

- ① グローバル社会で活躍する人材を育成するため、外国語指導助手（ALT）を活用した実践的コミュニケーション能力の育成を図ります。
- ② 情報化の進展に対応したGIGAスクール構想の実現に向け、ICT（情報通信技術）を活用した学習活動の促進と一人一台タブレット・全普通教室設置の電子黒板・デジタル教材等のICT機器の効果的な活用に努めるとともに、インターネットや携帯電話などの情報モラルの指導を徹底した情報教育の充実を図ります。
- ③ 環境問題や少子高齢化など現代的課題に適切に対応するため、環境教育や福祉教育を充実し、子どもが社会に関心を持ち、主体的に取り組む態度の育成に努めます。
- ④ 「児童の権利に関する条約」の趣旨や「男女共同参画教育」の視点に立った教育活動を展開し、一人一人が人格を持った人間として尊重される社会の形成に努めます。
- ⑤ 子どもが自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って主体的に進路を選択できるように、就業に関わる体験的な学習を通して、望ましい職業観の育成に努めるとともに、学校教育全体を通じた計画的・組織的なキャリア教育の充実を努めます。

(3) 教職員研修の充実と学力向上の手立て

- ① 全国学力・学習状況調査や福岡県学力実態調査の結果を公表し、その分析、改善を通して学力の向上に努めます。また、教職員研修の充実や学校教育の多様化、弾力化に対応で

きるような学習環境の確保に努めます。

- ② 少人数学級の設置を推進することにより、子ども一人一人の個性や習熟度に応じたきめ細かな指導を通して、学習規律や学び方を身につけさせ、確かな学力の向上に努めます。
- ③ 計画的、体系的な教職員研修を実施し、教職員の力量を高めるとともに、実践的指導力の向上に努め、校内研修の活性化に向けた支援に努めます。
- ④ 学校教育指導主幹・指導主事による学校教育活動全般にわたる指導・助言や調査・研究を通して幼・小・中学校の教育活動の活性化に努めます。

2 健やかな体の育成

「生き抜く力」の基盤づくりのため、子どもの特性に応じ、運動に親しむ態度の育成や体力の向上を図る体育の充実強化を図るとともに、適切な指導のもとでの運動部活動等の活性化に努めます。

- 児童・生徒の健やかでたくましく、調和の取れた心身の発達と個性の伸長を図るために、健康教育の推進を図ります。
- 体力テスト(体力・運動能力、運動習慣等調査)の結果を基に、子どもの運動への動機づけを図り、習慣化を促進するなど体力を向上させる取組を推進します。

【具体策】

- ① 各学校で体力テストの結果を基にした体力向上プランを策定し、意図的・計画的・継続的に「一校一取組」運動を推進します。
- ② 子どもの主体的に運動を促す活動や体力向上を意識した授業づくりに取り組み、自主的・自発的な運動・スポーツ活動の促進に努めます。
- ③ 学校給食共同調理場を中心として、学校給食における衛生管理の徹底を図るとともに、給食内容や給食指導の充実を図り、子どもの豊かな心身の発達に資する学校給食の充実に努めます。

- ④ 学校給食を生きた教材として活用しながら、栄養管理や望ましい食生活の形成などを目的とする食に関する指導の充実に努めるとともに地産地消を推進します。
- ⑤ 日本学校歯科医会委嘱「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業」の成果をもとに、歯の健康づくりや食育の推進に努めます。
- ⑥ コロナ禍の状況下において、これまで以上に子どもの心身の健康を守るため家庭や地域、関係機関等と連携し、防災をはじめとした安全教育や小・中学校一貫した薬物乱用防止教育、がん教育、エイズ教育など健康にかかわる現代的課題に対応した健康教育の充実に努めます。

3 豊かな心の醸成

少子化・核家族化が進む中、親子のコミュニケーション不足が顕在化すると同時に、地域社会におけるコミュニティー意識の希薄化も顕著になっています。これらの影響により、青少年の社会参加意識の低下や社交性・協調性の欠如等、家庭や地域における教育力の低下が懸念されます。そのため、行政と関係機関・団体・企業などが互いに協力し、家庭・地域・学校が連携・協力した総合的な推進体制を整備のもと、地域全体で子どもを育てる環境の醸成に努めます。

- 子どもを取り巻く状況に対応して、思いやりの心、いたわりの心、助け合いの心を育む「豊かな心の教育」の推進に努めます。
- 子どもの生活習慣の定着、主体性、協調性、連帯感等を育むため、地域人材を活用しながら社会や自然と直接触れ合う体験活動の充実に努めます。
- いじめや不登校等を未然に防ぎ、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を確立します。

【具体策】

- ① 子どもたちに道徳的实践力を育成する道徳教育の充実に努め、規範意識の向上に努めます。そのために、「特別の教科 道徳」を通して、体験活動、問題解決型学習を取り入れ、子

子どもが自ら考え、議論する授業への改善・充実を図ります。

- ② 自然体験、職場体験、セカンドスクール等の体験活動を通して、将来に対する目的意識、自立・共生の力、命を大切にする心等を培います。
- ③ 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業を通して、豊かな心の育成に努めます。
- ④ 福岡県道徳教育推進事業の成果をもとに道徳教育の推進に努めます。
- ⑤ 福岡県教育委員会の新人権教育学習教材開発事業の成果をもとに人権教育の推進を図るとともに、人権・同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」・「あおぞら2」の活用を努めます。
- ⑥ いじめの防止や不登校、非社会的な行動を解消するため、「桂川町いじめ防止基本方針」に基づいて、学校と連携した児童生徒指導体制や相談体制の整備に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、サポート教室指導員の配置や教育相談体制の整備など、関係機関・団体と連携した総合的な施策を推進します。
- ⑦ 指導が困難な状況やその兆しがみられる学級や子どもに対しては、きめ細かな対応を行い、学級経営等の支援に努めます。特に、いじめや暴力行為等については、未然防止から事後指導の継続した取組に努めます。

4 幼児教育の充実

幼稚園教育要領に基づき、「幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活づくり」、「遊びを通して心身の調和のとれた発達の基礎を培う学習の展開」、「幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導」等を重視して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼保一体で就学前教育の推進に努めます。

幼稚園教育要領に沿った幼児教育の推進を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を確保するため保・幼・小の連携に取り組めます。

- **生きる力の基盤となる就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て**

て支援の充実に努めます。

- 家庭や地域、幼稚園・保育所及び小学校・中学校が連携し、子どもの発達段階に応じた取組を推進し、就学前教育から学校教育への円滑な接続ができるよう教育環境の充実に努めます。
- 主体的な学びをつなげていくために、幼・保・小・中のカリキュラム・マネジメントを確立し、0歳から15歳までの学びの連続性・継続性に努めます。

【具体策】

- ① 安心して子育てができる環境を整備するため、町「子育て支援課」と連携して町内における保育の量の確保と質の向上を図るとともに子育て支援サービスと相談体制の充実に努めます。
- ② 幼児教育・保育を小・中学校教育へと円滑に接続するための組織体制を確立し、交流活動の活性化に努めます。
- ③ 3年間にわたって取り組んできた福岡県重点課題研究「幼・保・小・中の主体的な学びをつなぐカリキュラム・マネジメント」の成果を活かし、幼稚園・保育所(園)から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続のためのアプローチ・カリキュラムを充実します。
- ④ 幼児が小学校に、小学生が中学校にあこがれを抱くような教育活動の創造に努め、教職員が「15歳の春」の姿の共有化を図ります。

5 教育環境の整備

教育方法の多様化や生涯学習に対応できる施設・設備の整備を図るため、学校施設機能の充実及び防災機能の向上などについて計画的な整備の充実に努めます。

- GIGAスクール構想に基づき、「1人1台端末」を活用し、学校教育のICT化を進め、「新しい教育」の実現を図ります。
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の充実に努めます。

- 子どもの安全に関する現状や課題を把握し、学校、保護者、地域及び関係機関が一体となった学校安全体制の構築を図ります。
- 保護者や住民の意向を把握し、学校運営に反映できるシステム構築を図り、家庭や地域との連携・協力による学校づくりを目指します。
- 安心・安全な学校施設・設備の現状を把握し、課題に応じた適切な維持・向上に努めます。

【具体策】

- ① ICT化による児童生徒の情報活用能力を伸長させるために、福岡県教育委員会から委託された「情報活用能力向上事業（令和4年度～6年度）」を各学校で推進し、情報活用能力の向上を目指し、これまでの教育実践とICTを組み合わせた学習活動を充実させます。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から義務教育終了まで一貫した継続性のある指導・支援の充実、教育環境の整備、教職員の専門性の向上等に努めます。
- ③ 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育、交通安全教育、防災教育等の充実に努めます。
- ④ 土曜日等の授業公開や参観日などの広報・周知に努め、保護者、地域の声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進に努めます。
- ⑤ 地域の「ひと・もの・こと」を教材として活用し、地域の協力を得ながら、桂川町の歴史や伝統文化、産業、自然等の良さに気付かせ、桂川町への誇りや愛着を持たせるとともに、桂川町の発展に貢献しようとする意識の高揚を図ります。
- ⑥ 学校支援コーディネーターを配置し、教科の学習や総合的な学習の時間、キャリア教育などの学校教育活動を支援する人材バンクを整備するとともに、その活用を図り、学校等の要請に基づいたボランティアの派遣を通して教育活動の活性化に努めます。
- ⑦ 安全で快適な学習環境を維持・向上させるために、各学校施設・設備の現状を把握し、学校施設機能及び防災機能の向上に努めます。
- ⑧ 中学校における学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働による

生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、スムーズな形で地域に移行できるように、実施主体を明らかにし、国・県・各種団体等と連携し、条件整備に努めます。

6 生涯学習の推進

学ぶ楽しさや知る喜び・心の豊かさなどの生きがいを求める機運の高まりや社会や経済の大きな変化に対応した学習ニーズに応えるため、学習の機会や内容を充実するとともに学習成果を生かす場の提供に努めます。

- 学ぶ楽しさや知る喜び、心の豊かさなど、生きがいを求める機運の高まりや社会状況の変化に対応した学習機会の充実に努めます。
- 高度化、多様化する町民の学習ニーズに応える学習の機会を提供するとともに学習の成果を生かす場の提供に努めます。

【具体策】

- ① 生涯学習の拠点施設としての住民センターや公民館等の施設を活用し、地域で行われている文化活動等、多様なニーズに応える学習活動の推進に努めます。
- ② 社会教育関係職員の資質の向上を図るための研修会に積極的に参加するとともに、優れた技術や経験を持った地域の人材の発掘・育成の推進、各種講座の開催や学校、地域行事等での指導者等として活躍できる人材バンクの整備・活用に努めます。
- ③ 社会教育関係団体・サークル活動とその活動の活性化を促進していくとともに、社会教育施設の整備充実と効果的な利用促進を図ります。
- ④ 学校施設などの開放及び効果的な利用を促進し、住民のニーズに応えます。
- ⑤ 「桂川町青少年問題協議会」や「桂川町青少年補導員会」、「生き生き桂川っ子」総合推進事業を中心に、地域や関係機関・団体と連携し、「あいさつ・声かけ運動」、防犯パトロール等の活動を積極的に推進するとともに、総合的な青少年健全育成の取組に努めます。
- ⑥ 地域のさまざまな人的・物的教育資源を活用した学校教育活動への支援や児童生徒の

登下校中の安全確保の取組みの支援など、地域や関係団体との連携・協力により子どもたちの地域における社会体験・社会参加活動の推進に努め、社会教育と学校教育の連携・融合に努めます。

- ⑦ 学校での教育活動の基盤となる家庭での基本的な生活習慣や規範意識の育成を図るため、桂川町PTA連絡協議会等と連携して、「家庭教育の手引き」や「家庭学習のすすめ」を改訂・配付し、生活習慣や学習習慣の定着を目指した家庭教育の支援に努めます。

7 図書館活動の推進

「桂川町子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との相互利用や学校・社会教育施設等との連携を図り、特色ある図書館活動の推進を図るとともに、飯塚市・嘉麻市・桂川町が連携して実施する図書館の相互利用の活用促進に努めます。

- 「桂川町子ども読書活動推進計画」に基づき、特色ある図書館活動の充実に努めます。
- 町民の多様な読書・調査・研究等のニーズに対応するため、図書資料や視聴覚教材等の整備等の図書館サービスの充実に努めます。

【具体策】

- ① 子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校が連携し、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもが自ら読書に取り組む意欲を引き出させるよう各種啓発活動に取り組みます。
- ② 乳児期から本を身近に感じられるように、ブックスタート(4か月児)をはじめとして、フォローアップブック(7か月・12か月児)及びセカンドブック(3歳児)の充実に努めます。また、子ども向けの絵本等の整備や「お話し会」の開催、図書ボランティアの育成・支援に努めます。
- ③ 子どもが読書習慣を身に付けるため学校や家庭での読書タイムを奨励し、幼稚園や保育所(園)、学童保育等における読み聞かせ活動の支援に努めます。また、多様な子どもたちの読書機会を確保するため、電子図書館などの読書環境の充実に努めます。
- ④ 読書・調査・研究に対応できる豊富な図書の蔵書を目指し、乳幼児から高齢者まで幅広い

い年齢層に対応するための読書環境の整備や図書館まつり、読書推進の講座など町民のニーズに対応した図書館サービスの充実に努めます。

⑤ 町内の各学校や施設等と連携し、団体貸出の充実に努めます。

⑥ 町民の芸術・文化活動を推進するため、図書館内の「フリースペース」の有効活用を図ります。

8 文化・芸術活動の振興と文化遺産の保存・活用

「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」の実現のため、地域を活性化するとともに、特色ある地域文化が重要となっています。

そのため、町民のさまざまな文化活動を支援・振興していくとともに、桂川町の伝統や歴史から生まれた貴重な文化財を町民共通の財産として、永く保存・継承していくよう努めます。

また、王塚装飾古墳館については、王塚古墳の歴史的価値を地域住民に理解してもらえるよう創意工夫した展示や広報活動に努め、特色ある運営に努めます。

○ 特色ある地域文化の創造や町民の様々な文化活動の支援に努めます。

○ 桂川町の伝統や歴史から生まれた貴重な文化財を町民共有の財産として、永く保存・継承していくよう機運の醸成に努めます。

○ 国指定特別史跡「王塚古墳」の保存・整備・活用や金比羅山古墳、天神山古墳等の関連史跡の整備等に努め、関連情報を町内外に積極的に発信することによって、町民の郷土愛を醸成し、文化財理解の促進に努めます。

【具体策】

① 芸術文化の振興を図るため舞台芸術の鑑賞等、文化芸術にふれあう機会の充実に努めるとともに、文化事業等の充実に努めます。また、桂川町文化連合会と連携し、町民の自主的文化活動を支援します。

② 国指定特別史跡「王塚古墳」保存活用計画を基に、「ふるさと講座・子ども体験教室」等、

王塚装飾古墳館の文化事業の充実に努めます。また、県指定史跡「金比羅山古墳」、天神山古墳等の関連史跡の調査・保存・整備・活用に努め、それらの情報を町内外へ積極的に発信します。

- ③ 県指定無形民俗文化財「土師の獅子舞」の保存・継承に努めるとともに、各種文化財の調査・整備・保存に努め、必要に応じ指定化等の措置を講じます。
- ④ 埋蔵文化財について文化財保護法に則り、庁内各課との連携を図り、開発業者、所有者等に対する指導を強化し、調査保存の充実に取り組みます。
- ⑤ 「王塚古墳」をはじめ、町内に残る各種の文化財や生活文化について、学校教育活動に効果的に活用できるよう各種支援に努めます。

9 スポーツ・レクリエーション活動の充実

少子高齢化や都市化の進展、自由時間の増大など、町民を取り巻く社会環境が変化する中、爽快感・達成感・連帯感など精神的充足をもたらし、健康・体力の保持増進に資するスポーツ・レクリエーション活動に親しむ町民が増えています。

このため、スポーツ施設の整備充実やスポーツ交流の促進など子どもから高齢者までスポーツ活動のできる機会や場の充実を図るとともに、町民のスポーツ・レクリエーションへの関心が高まるように努めます。

- 健康で生きがいのある人生が送れるよう健康づくり活動の推進に努めるとともに、町民の健康増進に対する意識を高めるための広報・啓発活動に努めます。
- 体育・スポーツ施設の機能の充実と利用促進を図り、子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに参加できる場の充実に努めます。

【具体策】

- ① 一人一人が生涯を通して、スポーツ活動に親しみ、各種スポーツイベントの開催やニュースポーツの普及推進に努め、さらに、指導者の養成・確保、各種研修会の充実に努めます。

② 体育・スポーツ施設の機能充実と利用促進を図り、多様化するスポーツ活動に応えるとともに拠点となる桂川町総合体育館の機能を整備し、子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに参加できるように努めます。

また、学校体育施設の開放により町民のスポーツ活動の場の確保に努め、地域スポーツの振興に努めます。

③ 「スポーツ推進委員会」と連携し、スポーツ指導者の育成と資質の向上を図るとともに、町民が気軽にスポーツを実践できるような支援づくりに努めます。

④ 「桂川町体育協会」と連携し、スポーツ団体や指導者の育成を図り、スポーツ人口の拡大と競技力向上に努め、県・九州規模のスポーツ・レクリエーション大会等への参加を奨励し、質の高いスポーツに触れることにより競技力の向上を図るとともに、町民が感動や夢を持つような機会の充実に努めます。

10 人権が尊重される精神を育成する教育・啓発の推進

本町では人権が尊重される「人権文化の町づくり」の創造を目指し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、総合的な人権教育を推進しています。

しかし、社会の進展に伴いインターネットや、スマートフォンを利用した悪質な差別的情報の書き込みなどの人権問題が発生しているという現状があります。

平成28年には「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。平成30年には「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」に続き、本町でも令和元年12月に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、今後、法例の趣旨に則り、人権問題解決のための必要な施策の推進に取り組みます。

子どもから高齢者までを対象に、多様な人権教育の機会を提供しながら、広く町民の間に多元的文化・多様性を容認する「共生の心」を醸成する人権教育・啓発を推進するとともに、「福岡

県人権教育・啓発基本指針」、「桂川町人権教育・啓発基本指針」に則り、すべての学校・地域社会において人権・同和教育が組織的・計画的に推進されるよう諸条件の整備を図り、その拡充強化に努めます。

- 豊かな人権感覚を持ち、差別をなくす意志と実践力を身に付けた町民の育成に努めます。
- 町民一人一人がかげがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会の構築に努めます。

【具体策】

- ① 一人一人の人権が尊重される差別のない明るい町づくりの実現のため、同和問題をはじめとする「子ども・女性・高齢者・障がい者・外国人」問題などの様々な人権問題に関する教育・啓発の推進を図ります。そのため、「人権・同和問題地域懇談会」をはじめ、市民講座「人権講演会」及び「人権出前講座」、「各種研修会」等について時代の変化や住民ニーズに対応した見直しを行い効果的に実施します。
- ② 「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」及び基本指針に基づく実施計画に則り、「桂川町人権・同和問題協議会」及び「桂川町人権教育啓発推進委員会」を中心に同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に係る研修及び啓発事業の取組を推進します。
- ③ LGBTQ+や新型コロナウイルス感染関連等、新たに生起する人権問題など、それぞれの問題状況に応じて適切な取組に努めます。
- ④ 人権・同和教育研究団体等と連携して人権教育の深化・充実に努めます。
- ⑤ 「人権・同和問題地域懇談会」や市民講座「人権講演会」の総括をはじめとして各種事業の取組を紹介する啓発冊子「けいかん」、「広報けいせん」に掲載している人権だよりとともに、啓発動画や桂川町ホームページ等を活用し、人権・同和問題の住民啓発に取り組みます。
- ⑥ 人権センターに設置したフリースペースを有効活用し、人権・同和問題に関する書籍やDVD(ビデオ)等を活用しながら、啓発活動の充実と住民への開かれた交流の場としてのコミ

ユニティー活動のさらなる推進に努めます。同和問題をはじめとして、子ども・女性・高齢者・障がい者・外国人・LGBTQ+等の人権問題に関する正しい理解と認識を深めるため、各種団体と連携し、各種講座・研修会等を通して人権教育・人権啓発の充実に努めます。